

7. 今後の環境報告の普及に向けての方策

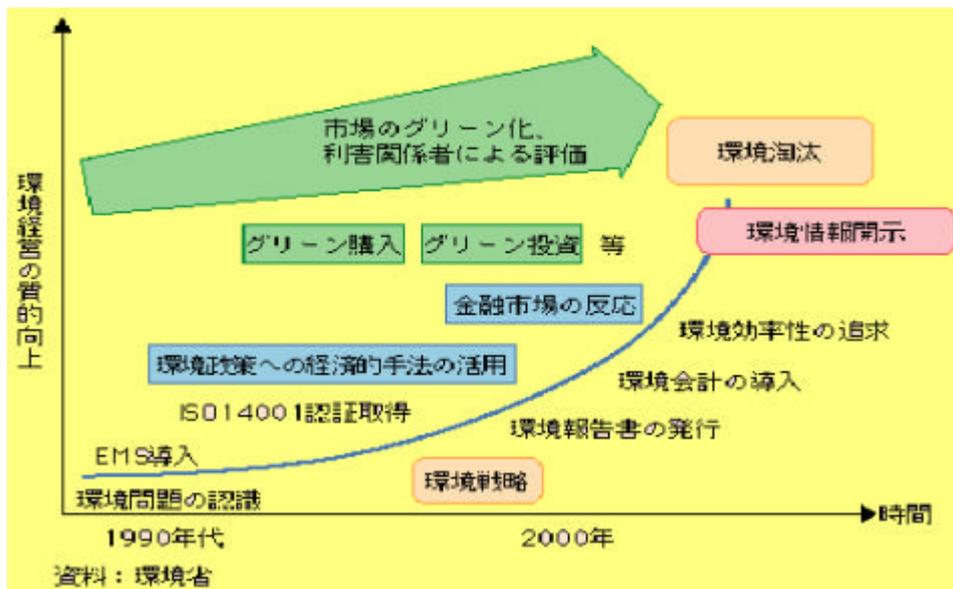
1) 事業者の環境経営促進に向けての枠組み

(1) 環境経営と社会的説明責任に基づく環境コミュニケーションの方向性
持続可能な循環型社会構築していくためには、社会経済活動の主要な部分を占める事業者の自主的、積極的な取組が必要不可欠です。環境問題の深刻化や法制度等の整備、市民意識の高揚を背景に、事業者の意識も変わりつつあります。環境に関する取組は、これまでの規制を遵守すればよいとする受動的なものから、今後の業績を左右する重要な要素の一つであるという認識に転換してきており、「環境経営」の考え方が急速に台頭しつつあります。

こうした中で、環境マネジメントシステムの導入や環境配慮型製品やサービスの企画、製造工程のグリーン化、資源や部品のグリーン調達などの取組が積極的に行われつつあるとともに、市場や投資家によるグリーン購入やグリーン投資、さらには環境格付けなどが登場して、「環境」という新しい評価基準を競争条件とする「環境淘汰」が始まりつつあります。

このような状況において事業者の環境経営を促進していくためには、「相対的に環境への取組が進んだ事業者（グリーン事業者）」が市場において優位を占める社会を実現していくことが必要です。そのためには、グリーン事業者が市場において一定の評価を受けられるように支援・誘導することが求められ、図13のような事業者の環境経営と社会的な説明責任に基づく環境コミュニケーションの方向性が想定されます。

【図13：事業者の環境経営と社会的説明責任に基づく環境コミュニケーションの方向性】

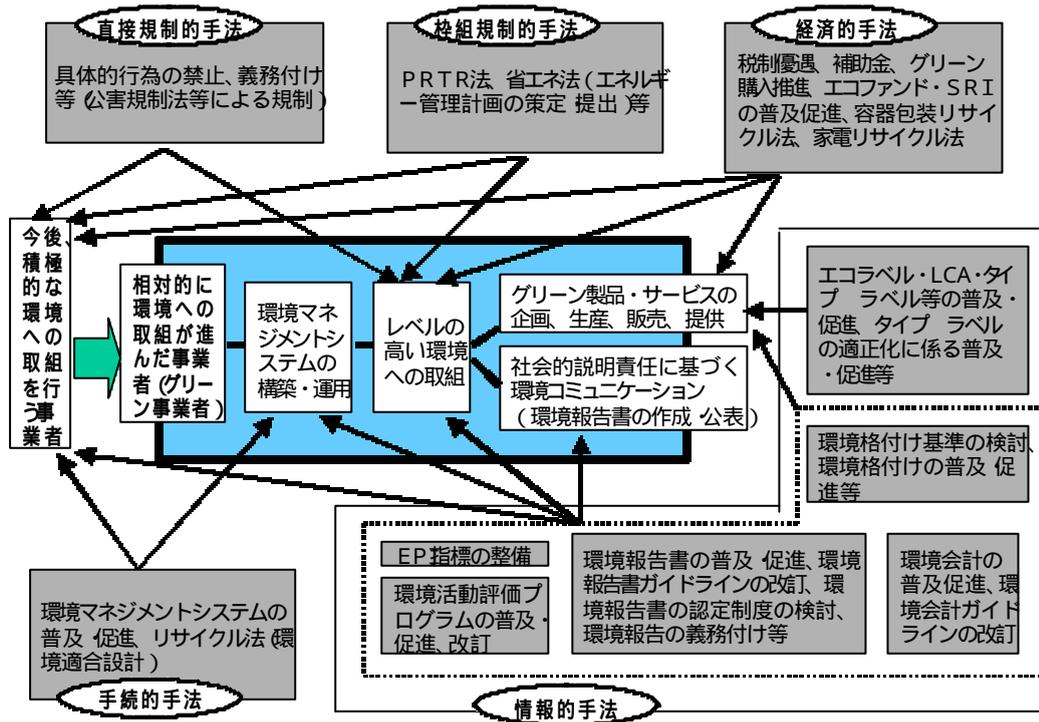


(2) 包括的グリーン事業者支援施策

環境経営の実現に向けた事業者の取組を促進していくためには、これを包括的に支援、誘導、あるいは優遇する施策（包括的グリーン事業者支援施策：Integrated Business Policy = IBP）の枠組みを構築していくことが必要であると考えられます。そして、この枠組みの中での「環境報告」の位置付けを明確にするとともに、環境報告の普及促進に向けた施策目標を明らかにし、具体的な普及促進策を検討していくことが重要です。

包括的な支援施策としては、例えば、事業者における環境への取組を支える基盤としての環境マネジメントシステムや環境情報システム構築の支援があります。この他、優良な取組を促進するための施策としては、環境格付けや取組への補助、税制優遇などがあげられます。社会的な説明責任に基づく環境コミュニケーションの推進施策としては、環境報告の普及促進などがあげられ、さらにその比較可能性や信頼性の確保が必要となります。これらを例示すれば、図14のように考えられます。

【図14：包括的グリーン事業者支援施策（Integrated Business Policy = IBP）の枠組み】



2) 環境報告書に関する現状認識と普及に向けての課題

(1) 現状認識

第2章から第6章で述べた環境報告書の普及促進策を検討する際の基礎資料とするため実施した各種の調査結果から、我が国における環境報告書の現状は、以下のように取りまとめることができます。

現状1：作成・公表事業者数は増加

- ・環境報告書を作成・公表する事業者の数は年々増加しており、平成13年度において、約1,000の事業所が環境報告書を作成・公表しているかあるいは作成・公表予定であると推測されます。

現状2：作成・公表事業者の割合は低い

- ・上場企業及び従業員500人以上の大手事業所のうち環境報告書を作成・公表している事業者の割合は全体の16%程度と低くなっています。

現状3：環境報告書の記載内容は充実してきている

- ・作成・公表されている環境報告書の記載内容は、自主的な創意工夫により充実してきています。

現状4：環境報告を行う事業者を適正に評価する制度はない

- ・環境報告書を作成・公表している事業者は、積極的に環境への取組を行っているため、このような取組を行っていない事業者との格差が広がってきていると考えられます。
- ・社会的公平性を確保しつつ、環境保全を推進する観点から、このような積極的な取組を行っている事業者が適正に評価される枠組みが欠如しています。

現状5：地方公共団体において環境報告の推進策が行われ始めている

- ・一部の地方公共団体においては、地域の事業者に対して地球温暖化防止計画や廃棄物減量・リサイクル計画等の作成を、条例において義務付ける団体が増えてきており、一部にはその公表をも義務付けている団体もあります。
- ・同様に、環境活動評価プログラム等を活用して、地域の中小事業者の環境行動計画等の審査・認定を行う団体が増えてきており、一部にはその公表をも求めている団体もあります。

現状6：第三者レビューの取組が進展

- ・環境報告書の信頼性を高めるために第三者レビューを受審する事業者が増えつつありますが、社会的に合意された手続きや基準、レビュー実施者の資格要件等に関する検討は十分になされておらず、それらのガイドライン及び資格制度の創設を求める意見が多くなっています。

現状 7：欧米諸外国でも環境報告の促進策が実施されている

- ・欧米諸外国においては、何らかの形で事業者对环境情報の公表を義務付ける法律が制定されてきているとともに、SRI が拡大しつつあります。

(2) 普及に向けての課題

これらの現状及び第 1 章に記した『環の国』会議報告、規制改革会議答申等を踏まえると、環境報告書の普及促進に向けては、以下のような課題が考えられます。

課題 1：事業者における環境報告書への取組の容易性を高めること

多くの事業者が容易に環境報告書を作成することができるよう、既存の環境報告書ガイドライン等の改訂、シンポジウム・セミナー等の開催、環境活動評価プログラムの改訂など、必要な基盤整備を拡充強化することが求められています。

課題 2：事業者の環境報告書公表に当たりインセンティブを確保すること

より多くの事業者が積極的に環境報告書の公表に取り組むよう、環境報告書を公表する事業者に対して何らかのインセンティブを付与する、または公表しない事業者にディスインセンティブが働くよう工夫することが求められています。

課題 3：環境報告書公表に当たり社会からの適正な評価を確保すること

環境報告書を公表する事業者が適正に評価されるような枠組みを構築するとともに、環境報告書の記載内容の比較可能性の向上を図ることが求められています。^{*19}

課題 4：環境報告書の信頼性を確保すること

環境報告書の記載内容が正確であるよう、また、第三者レビューの信頼性が向上するよう、新たな枠組みを構築することが求められています。

課題 5：大手事業者だけでなく、中小事業者における普及促進を図ること

中小事業者が積極的に取り組める枠組みを整備するとともに、環境活動評価プログラムを活用するなど、何らかのインセンティブを付与すること及び地方公共団体での認定制度等との整合性を図ることが求められています。

^{*19}：環境報告書を公表している事業者は、そのコストを負担して、社会的な説明責任に応えようと努力している。このような積極的に環境への取組を行っている事業者が適切に評価され、それが競争上の優位に結びつかなければ、取組の一層の拡大は望めない

3) 既に実施されている施策及び考えられ得る施策の整理

上記の5つの課題毎に、現在、実施されている施策及び考えられ得る施策は、以下のように取りまとめることができます。

なお、考えられ得る施策のうち、直ちに実施することが可能な施策及び実施が比較的容易な施策は" "を、今後、実施に当たってそのあり方を検討することが必要な施策は" "を付しました。

課題1：取組の容易性を高めるための施策

既に実施されている施策

- ・環境報告書ガイドライン及び環境会計ガイドラインの策定
- ・セミナー、シンポジウムの開催
- ・環境報告書ネットワークの支援
- ・環境パートナーシッププラザでの環境報告書の展示

考えられ得る施策

セミナー、シンポジウムの地方開催

地方の環境プラザにおける環境報告書の展示及びそのための支援策

大都市に比較して十分な支援策の講じられていない地方の事業者における取組を容易にすることを図る。

環境報告書ガイドラインの改訂

地方公共団体との共同による環境報告書モデル事業の実施

地方において手本となる優良な取組を育成するとともに、作成費の補助等の支援を行う。

課題2：取組に対するインセンティブを確保するための施策

既に実施されている施策

- ・優良な環境報告書の表彰
- ・政府のグリーン購入に際して環境報告書公表事業者の優先配慮

考えられ得る施策

金融機関、投資家等の啓蒙、情報提供

金融機関、機関投資家等へ環境報告書を基にした企業評価の有効性について理解を求め、必要な情報提供を行う。

エコマークの認定における条件化

取組事業者への経済的支援

環境報告書公表事業者への税制優遇、低利融資、補助金交付等を行う。

優良な環境報告書の認定

優良な環境報告書の認定制度を創設し、ロゴマーク等を付与する。

優良な取組を行い、環境報告書を公表する事業者の認定
事業の優良な環境保全への取組と優良な環境報告書の公表について認定制度を創設し、ロゴマーク等を付与する。

課題3：社会からの適正な評価確保のための施策

既に実施されている施策

- ・ 記載内容が比較可能なデータベースの作成、公表
- ・ 環境パフォーマンス指標ガイドラインの策定及びパイロット事業の実施

考えられ得る施策

記載内容が比較可能なデータベースを拡充し、将来的には環境報告書の全作成事業者のリストを公開する。

環境報告書を比較可能な状態で公開し、適正な評価の確保を図る。

環境報告書を公表していない事業者のリスト公表も検討する。

環境パフォーマンス指標の改訂（集計方法の共通化、項目の体系化含む）

環境報告書に記載された環境情報の比較可能性を向上させる。

一定の要件を満たす環境報告書の認定

必要な要件を満たした環境報告書の認定制度を創設し、ロゴマーク等を付与する。

一定の要件を満たす環境報告書公表の制度化

取組の公平性を担保するため、規模の大きい事業者、環境保全上必要性が認められる事業者等（環境負荷の大きい事業者等）に対して、環境報告書等の公表を義務付ける。

他の企業情報開示制度への環境情報開示項目の追加による制度化

有価証券報告書及び営業報告書等に、環境負荷の実績、削減目標及び環境保全の方針等の記載を義務付ける。

課題4：信頼性確保のための施策

既に実施されている施策

- ・ 第三者レビューの状況についての調査の実施

考えられ得る施策

第三者レビューガイドラインの作成

第三者レビューに係る手続き、基準、レビュー実施者の責任等を定める。

環境検証士制度（仮称）の創設

第三者レビュー実施者の新資格制度を創設する。

虚偽記載への対応の検討

環境報告書に虚偽の記載をした事業者への対応策を設ける。

課題 5：中小事業者に対する普及促進のための施策

既に実施されている施策

- ・環境活動評価プログラムの策定
- ・優良な環境行動計画の表彰
- ・全国でのセミナーの開催

考えられ得る施策

環境活動評価プログラムの改訂

一定の要件を満たす環境行動計画の認証

地方公共団体における認証制度創設の動きを踏まえ、その全国的な整合を図り、一定の要件を満たす環境行動計画の認証制度を創設する。

なお、以上のような施策にあわせて、環境報告書の普及促進に向けての政府目標を設定し、その効果を検証していくことが必要と考えられます。

【表8：既に実施されている施策及び考えられ得る施策の整理表】

施策分類 施策のねらい	現在、実施されている施策（継続実施）	直ちに実施することが可能な施策及び 実施が比較的容易な施策	今後、実施に当たってあり方を検討する ことが必要な施策
取組の容易性を高めるための施策	<ul style="list-style-type: none"> ・環境報告書ガイドライン及び環境会計ガイドラインの策定 ・セミナー、シンポジウムの開催 ・環境報告書ネットワークの支援 ・環境パートナーシッププラザでの環境報告書の展示 	<p>環境報告書ガイドラインの改訂</p> <p>セミナー、シンポジウムの地方開催</p> <p>地方の環境プラザにおける環境報告書の展示及びそのための支援策</p>	<p>地方公共団体との共同による環境報告書モデル事業の実施</p>
取組に対するインセンティブを確保するための施策	<ul style="list-style-type: none"> ・優良な環境報告書の表彰 ・政府のグリーン購入に際して環境報告書の公表事業者の優先配慮 	<p>金融機関、投資家等の啓蒙、情報提供</p>	<p>エコマーク認定における条件化</p> <p>取組事業者への経済的支援</p> <p>優良な環境報告書の認定</p> <p>優良な取組を行い、環境報告書を公表する事業者の認定</p>
社会からの適正な評価を確保するための施策	<ul style="list-style-type: none"> ・記載内容が比較可能なデータベースの作成、公表 ・環境パフォーマンス指標ガイドラインの策定及びパイロット事業の実施 	<p>記載内容が比較可能なデータベースを拡充し、将来的には環境報告書の全作成事業者のリストを公開する</p> <p>環境パフォーマンス指標の改訂（集計方法の共通化、項目の体系化含む）</p>	<p>一定の要件を満たす環境報告書の認定</p> <p>一定の要件を満たす環境報告書公表の制度化</p> <p>他の企業情報開示制度への環境情報開示項目の追加による制度化</p>
信頼性確保のための施策	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者レビューの状況についての調査の実施 		<p>第三者レビューガイドラインの作成</p> <p>環境検証士制度（仮称）の創設</p> <p>虚偽記載への対応の検討</p>
中小事業者に対する普及促進施策	<ul style="list-style-type: none"> ・環境活動評価プログラムの策定 ・優良な環境行動計画の表彰 ・全国でのセミナーの開催 	<p>環境活動評価プログラムの改訂</p>	<p>一定の要件を満たす環境行動計画の認証</p>

4) 今後、検討すべき施策の方向性

前節で考えられ得る施策を5種類に分類整理しました。これらの施策は、五者択一的に検討されるものではなく、各施策を適切に組み合わせて、その相乗効果、補完効果、あるいは対象事業者の違い等を十分に考慮しつつ、実施していくことが必要です。

それぞれの施策とその効果、施策実施に当たっての検討事項は、以下のよう
に考えられます。

(1) 現状強化型施策（環境報告書の作成・公表は任意とし、その中でできる限りの普及促進を図る施策）

主な施策

- ・政府のグリーン購入に際して環境報告書作成事業者の優先配慮あるいは条件化等
- ・エコマークの認定における条件化
- ・環境報告書データベースの比較可能性の向上と量的拡大

施策の目的

- ・環境報告書を作成・公表する事業者数のできる限りの増加を図る

施策の効果及び課題等

- ・グリーン購入やエコマークの関係事業者、建設業等の公共事業関連業界については相当程度効果が期待できる。
- ・取組を行っている事業者に具体的なメリットがある。
- ・データベースの普及は、事実上、環境報告書の比較可能性確保につながる。
- ・中小事業者等の負担軽減が必要である。

施策実施に当たっての検討事項

ア．どのような条件等を設定すべきか

申請書等に環境報告書の有無を記載する欄を設ける、環境報告書の提出を求める等、条件の設定には様々なレベルが考えられる。

イ．どのような事業者を対象とするか

事業規模や環境保全上必要性から様々なレベルが考えられる。

ウ．条件とする環境報告書の内容を、どの程度規定すべきか

グリーン購入やエコマークの場合は、環境報告書の要件を明確にすべきであり、主要な環境パフォーマンスデータの実績のみ、実績と目標値、環境方針や緒言までを含んだもの等、様々なレベルが考えられる。また、データベースの場合は、単に「環境報告書」とし、それ以上の規定はしないことも考えられる。なお、環境省の「環境報告書ガイドライン」との整合を図る必要もある。

- エ．提出等を求める環境報告書の信頼性をどのように考えるか
環境報告書の信頼性を確保する必要があるが、その要件として第三者レビューの受審を条件とする等の方法も含めて検討する必要がある。

(2) 制度化型施策（作成・公表そのものを何らかの形で義務化する施策）

主な施策

- ・一定の要件を満たす報告書の作成・公表の制度化（最低限の環境情報の開示の制度化）

施策の目的

- ・環境報告書を作成・公表していない事業者（環境への取組のレベルが低い事業者、規制対応以外の取組を行っていない事業者）等を対象として取組の底上げを図る

施策の効果及び課題等

- ・取組事業者が大幅に増加するとともに、社会からの適正な評価が確保されうる。
- ・環境報告書の要件等が厳格に定められ、比較可能性が確保されうる。
- ・基準が緩やかであれば環境報告書の質の向上が図られず、比較可能性も担保されない可能性がある。逆に基準が厳格すぎると事業者の負担が大きくなる。
- ・環境報告書の作成そのものが目的化してしまい適切な環境保全への取組の推進が果たせない恐れもある。

施策実施に当たっての検討事項

ア．環境報告書の開示項目をどのように設定するか

「一定の要件」には、最小限の環境情報データを列挙したものに環境方針を加えただけの内容から、環境省の環境報告書ガイドラインで示した内容まで、様々な水準が考えられる。

イ．制度化に当たって、公的機関への提出の必要性について

単に環境報告書の公表のみとするか、公的機関への提出まで求めるか、さらに提出する場合は、提出先、提出時の審査の有無等を検討する必要がある。

ウ．制度化する報告書の信頼性の担保をどのように図るか

第三者レビュー等による認定その他の方法を検討し、虚偽の記載があった場合等の対応についても検討する必要がある。

オ．地方公共団体の条例との整合

条例等で既に義務付けられている温暖化防止計画、廃棄物減量計画等の策定・公表等の制度との整合性を図る必要がある。

カ．既存の環境関連の届出、環境負荷関連の測定データの提出等との整合

公害防止関係法で既に義務付けられている地方公共団体への届出、環境負荷関連の測定データの提出等との整合をどのように図るか、また、立ち入り検査等の要件を緩和する等もあわせて検討する必要がある。

(3) 認定型施策（作成・公表は任意であるものの優良なあるいは一定の要件を満たした環境報告書を認定する施策）

主な施策

- ・優良な環境報告書の認定、ロゴマークの付与等
- ・優良な取組を行い、環境報告書を作成・公表している事業者の認定、ロゴマークの付与等
- ・一定の要件を満たす報告書の認定、ロゴマークの付与等

施策の目的

- ・既に環境報告書に取り組んでいる事業者及び今後取り組もうとしている事業者を対象として、一層の普及と同時に質の向上を図る

施策の効果及び課題等

- ・環境報告書の質の向上には資する。
- ・認定を受けることによるメリット（インセンティブ）が大きくなければ、実際に認定を受ける事業者が増加しない可能性がある。
- ・優良な環境報告書を公表している事業者が社会から適正に評価される材料となる。
- ・環境報告書の要件等を明確化すれば、比較可能性と信頼性が確保されるが、逆に基準が厳格すぎると取組を阻害する可能性がある。
- ・基準が緩やかであれば環境報告書の質の向上が図られず、比較可能性と信頼性も担保されない可能性がある。
- ・EMASでは、認定実施者による認定水準の不統一が問題となっている。
- ・認定費用が高額であれば、認定を受ける事業者数が増えず、逆に安価であれば認定の信頼性が確保されない可能性がある。

施策実施に当たっての検討事項

ア．認定のレベルをどのように設定するか

「一定の要件」とは、環境報告書として最低限必要な内容が記載されていること、また「優良な」とは、他の模範となる優れた環境報告書とすると、判断基準をどのように設定するか検討する必要がある。

イ．どのような認定制度とするのか

認定の手続きや基準、認定実施者の資格要件等のガイドラインのみ

を定めるか、ISO14001の審査登録制度等に準じた制度するか、公的な資格制度とするか、運営管理組織をどうするか等、制度のあり方を検討する必要がある。

ウ．虚偽記載等への対応をどうするか

認定した事業者の問題があった場合、虚偽の記載があった場合等の対応措置を検討する必要がある。

エ．ロゴマークの使用の条件をどのように設定するか

ロゴマークの使用は、環境報告書のみ、事業所等での掲示、名刺等への刷り込み等、どの範囲まで認めるか検討する必要がある。

(4) 中小事業者向け施策（環境活動評価プログラムによる一定の要件を満たす環境行動計画を認証する施策）

主な施策

- ・一定の要件を満たす環境行動計画の認証、ロゴマークの付与等
- ・地方公共団体と共同で制度を運営することにより、地域の実情にあった施策展開を図る

施策の目的

- ・中小事業者における取組の普及促進を図る

施策の効果及び課題等

- ・環境問題に取り組む意欲を有する事業者には、大きなインセンティブになるが、そもそも環境問題意識の希薄な事業者には、どの程度のインセンティブとなるか疑問である。
- ・認証は一定の要件を満たす環境行動計画を策定する事業者が社会から適正に評価される材料となる。
- ・事業者に策定を求める環境行動計画は、環境マネジメントシステム、環境保全への取組、環境情報開示等を含み、簡易なものであることが必要である。
- ・地方公共団体との連携に配慮する必要がある。
- ・一定の水準を保った上で、認証に必要な費用が安価となる配慮が必要である。

施策実施に当たっての検討事項

ア．認証のレベルをどのように設定するか

「一定の要件」をどのように設定するか検討する必要がある。

イ．どのような認証基準を設定するか

全国共通の基準、地域独自の基準、地域の各制度間の相互認証基準、さらにはマネジメントシステムの基準、環境への取組の基準、環境行動計画及びその情報公開の基準等をどのように設定するか検討する必要がある。

- ウ．どのような認証制度とするのか
認証実施者の資格要件、運営管理等、制度のあり方を検討する必要がある。
- エ．ロゴマークの使用の条件をどのように設定するか
ロゴマークの使用は、環境行動計画のみ、事業所等での掲示、名刺等への刷り込み等、どの範囲まで認めるか検討する必要がある。

(5) 信頼性を確保するために第三者レビューの枠組みを整備する施策

主な施策

- ・第三者レビューに関するガイドラインの作成
- ・環境検証士制度（仮称）の創設

施策の目的

- ・環境報告書の信頼性と比較可能性の確保を図る

施策の効果及び課題等

- ・環境報告書の信頼性及び比較可能性が確保される。
- ・第三者レビューそのものの信頼性及び透明性が確保される。
- ・第三者レビューに必要な費用が高額であれば、認定を受ける事業者数が増えず、逆に安価であれば認定の信頼性が確保されない可能性がある。

施策実施に当たっての検討事項

- ア．環境報告書の作成基準をどのように設定するか
ISO、GRI等の国際的動向等を踏まえ、社会的に合意された環境報告書の作成基準を設定する必要がある。
- イ．第三者レビューの対象をどのように設定するか
第三者レビューの対象として、環境報告書の正確性の保証と環境への取組の妥当性に対する評価が存在するが、対象とする内容を検討する必要がある。
- ウ．第三者レビューに当たっての判断基準をどのように設定するか
基準が厳しすぎると受審する事業者が増えず、逆に曖昧であれば信頼性が確保されない可能性がある。
- エ．第三者レビュー実施者の資格要件をどのようにするか
一定の研修の受講を条件とする、一定の経験を有することを条件とする、所定の試験等を実施する等、資格要件、付与方法を検討する必要がある。
- オ．他のガイドライン等との整合性をどのように図るか
公認会計士協会のガイドライン案、GRI、FEE等との国際的な検討の動向等との整合性を図る必要がある。

制度化型施策については、対象とする事業者の規模、環境への負荷の程度、業種、さらには報告の内容等を検討する必要があります。環境報告を普及させる意義から考えれば、内容豊富な総合的環境報告書というよりは、事業者に対して最低限の項目について環境情報の報告（開示）が求められます。この場合、対象となる全ての事業者が共通の基準で情報開示を行うことから、社会的な公平性が確保されると考えられます。また、対象事業者は、環境負荷の程度を勘案し、経済的な活動規模の大きい事業者または環境保全上の必要性が認められる業種の事業者等が想定されます。

認定型施策については、現状の実務との整合性をできるだけ配慮する必要があります。その効果は、既に実施されている環境報告書への取組をより進展させるものであり、これから環境報告書を作成しようとする事業者の取組を促進することも期待できます。さらに、積極的な取組を行っている事業者が、社会から適切に評価されるように、「一定の要件を満たす」環境報告書を認定する場合と、「優良」な環境報告書を認定する場合が考えられます。前者は、より広範な事業者の取組が期待され、後者は事業者にとってのより強いインセンティブとなるものです。いずれの場合においても、制度化型施策と同様、対象事業者、報告内容、基準等を検討するほか、認定を受けるメリットと認定に要する費用との関係を明確にすることが必要です。

さらに信頼性を確保するために第三者レビューの枠組みを整備し、ガイドラインを策定するのか、新たな資格認定制度を創設するのか等を検討する必要があります

また、現状の地方公共団体の取組の現状を十分に踏まえることが望まれます。地方公共団体では、地球温暖化防止や廃棄物の減量化等に係る計画の策定とその公表を義務付ける取組や、中小事業者の環境活動計画の認証制度等が実施されています。これらの施策との整合性に配慮した検討が必要です。

【表9：今後、検討すべき5施策の比較整理表】

施策項目	現状強化型施策	制度化型施策	認定型施策	中小事業者向け施策	第三者レビュー枠組み整備施策
考え方	既存の制度・取組の拡充	環境報告書の義務化	環境報告書認定制度の創設	環境活動評価プログラムの拡充	第三者レビュー慣行の整備
主な施策	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入時に優先配慮 ・エコマーク認定時の条件化 ・データベースの拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・最低限の要件を満たす環境情報の開示の制度化 	<ul style="list-style-type: none"> ・一定要件を満たす環境報告書の認定 ・環境報告書記載の取組の妥当性を評価・認定 ・ロゴマークの付与等 	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラムの改訂 ・一定要件を満たす環境行動計画の認証 	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者レビュー基準の作成 ・第三者レビュー実施の専門資格創設
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・環境報告書作成事業者の量的拡大 ・比較可能性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の事業規模を有するが、環境報告書に取り組んでいない事業者の取組を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の自主性を活かしつつ、一定の比較可能性 ・信頼性が確保された環境報告書の普及促進を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小事業者における取組の普及促進を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境報告書の信頼性と比較可能性の確保を図る
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入やエコマーク関連事業者に対して相当の普及効果が期待できる ・データベースで比較可能な項目を整備することは、事実上、環境報告書の比較可能性確保につながる 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組数が大幅な増加する ・社会的公平性が図られる。 ・環境報告書の比較可能性が確保される 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境報告書の要件が明確化され、質が向上する ・認定の市場価値が高まれば、取組事業者が増加する ・企業評価において、事業者が社会から適正に評価される材料となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が社会から適正に評価される材料となる ・環境行動計画は、簡易なプログラムであり、広く中小事業者にも普及が期待できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境報告書の信頼性及び比較可能性が確保される
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入やエコマークでは、業種に偏りがある ・単なる提出条件では、形式的なものと質の高いものとの差別化が図れない ・中小事業者等にとっては負担となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境報告書の作成そのものが目的化してしまい、事業者の自主的な適環境保全への取組推進が果たせない ・事業者の抽出条件によっては、中小事業者等の非取組事業者へは普及しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境報告書の要件が厳格すぎれば、自主的な取組を阻害し、曖昧な要件は利用者をミスリードする ・一定の認定水準を確保する ・認定費用が経済合理性に見合ったものとする 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動への関心が低い事業者へは、あまり普及効果が期待できない ・地方公共団体で独自の認証制度が存在する ・取組費用が経済合理性に見合ったものとする 	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者レビューそのものの信頼性及び透明性が確保される ・第三者レビュー実施費用が経済合理性に見合ったものとする
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・優先配慮の仕方や条件化の内容 ・環境報告書の開示項目 ・提出等を求める環境報告書の信頼性確保 ・中小事業者等の負担軽減の必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境報告書の開示項目 ・公的機関への提出の必要性 ・義務化する報告書の信頼性確保 ・既存の環境規制との整合 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定水準の設定と確保 ・認定制度の運営方法 ・虚偽記載等への対応 ・ロゴマークの使用条件 	<ul style="list-style-type: none"> ・認証水準の設定と確保 ・認証制度の運営方法 ・地方公共団体との連携 ・ロゴマークの使用条件 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定対象の環境報告書の作成基準設定 ・第三者レビュー実施基準の設定 ・第三者レビュー実施者の資格要件 ・他のガイドライン等との整合性